

## 特定原材料の代替表記について

食物アレルギーのお子さんを持つ親にアンケートを実施し、その結果を参考に決定。

例：卵

玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、  
うずら卵  
厚焼卵、ハムエッグ  
マヨネーズ、オムレツ 等

## 表示例

表示例1

名称：	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（大豆油を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）、調味料（アミノ酸等）
消費期限	19.3.24午前10時
保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存）
製造者	（株）〇〇食品
所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇一〇

表示例2

名称：	幕の内弁当
原材料名	ご飯、野菜かき揚げ、焼き鳥、焼鯖、スパゲッティ、エビフライ、煮物（里芋、人参、ごぼう、その他）、ポテトサラダ、メンチカツ、付合せ、（その他小麦、卵、大豆、牛肉由来原材料を含む）、調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、着色料（カラメル、カロテン、赤102、赤106、紅花黄）、香料、膨張剤、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸（K））
消費期限	19.3.24午前10時
保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存）
製造者	（株）〇〇食品
所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇一〇

※実際の表示は、朱字及び下線は引いておりません

## 平成16年のアレルギー表示の見直し

検討報告書(平成16年7月23日の共同会議)



パブリックコメント(平成16年8月)



アレルギー表示の見直しの主なポイント

- ① 推奨品目(特定原材料に準ずるもの)にバナナを加える  
→計20品目となる。
- ② 特定原材料などを使用していない旨の表示を新規に促進
- ③ 特定原材料等の文字の大きさや色を変えることが可能

### ① 推奨品目にバナナを加える

- 特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加した。

規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
省令	卵、乳、小麦	発症件数が多い	表示義務
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの(症状が重篤な割合が多いもの等)	
通知	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの	表示を奨励(任意表示)

現状維持

バナナが加わり20品目へ